

14 環境・エネルギー

環境・エネルギー分野では、地球温暖化対策、エネルギー믹스、再生可能エネルギー導入拡大等の課題に積極的に取り組み、政策の取りまとめ、議員立法の提出等を行った。

石炭火力発電所新設と地球温暖化対策

政府のエネルギー믹스では、2030年に石炭火力の電源構成比は26%とされている。石炭火力発電はCO₂排出量が多く、一旦建設されれば長期にわたりCO₂排出が固定化されることになる。ところが、NGOの調査では、国内での石炭火力発電所の新設計画が2000万kw以上もあり、すべてが建設されれば2030年の温室効果ガス削減中期目標も2050年の長期目標も達成できなくなる。環境部門では、無秩序な石炭火力発電所の建設が行われないよう十分な歯止めが必要であるとの認識から、政府に対応を求めた。2016年2月に経済産業省、環境省から示された枠組みにおいても、どのように石炭火力発電所の比率を抑えるかについては、不明な点が多く、今後も十分な監視を行いつつ、必要な規制を検討していくこととなった。

地球温暖化対策推進法改正案に修正求める

2015年12月のCOP21において、主要排出国を含むすべての国が、削減目標を5年ごとに提出・更新することや、世界共通の長期目標を2°C目標とすること等を内容とするパリ協定が採択された。政府の2030年温室効果ガス26%削減目標は、2050年の長期80%削減目標と整合しておらず、先進国としての責任を果たしていないものとなっている。しかも、政府が190回通

常国会に提出した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」は、地球温暖化対策の推進に関する普及啓発の強化、二国間クレジットの推進、地方自治体が共同で計画を策定できるようにすることのみを内容とするもので、削減目標達成の実効性が担保されていなかった。加えて、もう一方の重要な温暖化対策である地球温暖化の悪影響に備える「適応策」について全く触れられていないなど極めて不十分な内容であった。

環境部門会議では、関係者からヒアリング等を行い、①2050年長期目標の明記、②2030年中期目標と長期目標の整合性の確保、③政策形成への市民参加の確保、④「適応策」に関する法律の制定、を主な内容とする修正案を、民進党として190回通常国会に提出した。

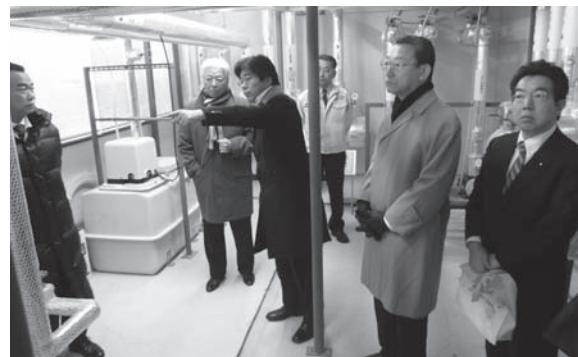
修正案は否決されたため、民進党は政府案には反対した。しかし同時に、①長期的展望に立った温暖化対策の推進、②2050年に向けた長期戦略の策定、③適応計画の法定計画化、④再生可能エネルギーの最大限導入と省エネルギーの最大限推進、等を内容とする附帯決議を提案して受け入れられた。

エネルギー믹스・温暖化対策

エネルギー環境調査会では、地球温暖化対策の長期目標と整合的な排出抑制が必要であり、温暖化対策が最良の防災・減災対策であるとの観点から、エネルギー믹スと温室効果ガス削減目標について検討を進めた。そして、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を大前提とするエネルギー믹ス・温



2016.4.28 分散型エネルギー社会推進4法案を衆議院に提出



2016.2.21 山形で地中熱を利用した空調システムを視察

室効果ガス削減目標を取りまとめた。

省エネルギーでは、老朽化施設の更新や建物断熱義務化等により 2010 年比 -1 億 kl の省エネを行うとした。再生可能エネルギーについては、電源の 30% の導入が可能であるとした。火力発電については、温暖化制約もあり、高効率天然ガス発電を当面の基幹電源とし、原子力発電については従来通り 2030 年代原発稼働ゼロを目指すとした。これらの施策により、温室効果ガス削減は、1990 年比 -30% を目標とした。

分散型エネルギー社会推進 4 法案

地域の資源を活かした分散型エネルギーによるエネルギーの地産地消は、災害時のエネルギーセキュリティの向上、熱の有効利用も含めたエネルギーの徹底的な利活用が可能なためエネルギークロスが少なく、富の流出を防ぎ地域活性化・雇用創出効果見込めるなど、多くの長所を有している。このような小規模分散型エネルギーの普及・拡大を後押しし、エネルギーの地方分権を実現することが求められている。

2015 年の 189 回通常国会に提出し審議されないまま廃案となつた、分散型エネルギー利用を進める交付金制度を創設する「分散型エネルギー利用の促進に関する法律案」、廃熱情報の公開等を行い熱利用を進める「熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用的合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案」、国の施設の省エネ・再エネ設備の導入を義務化する「国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の

実施等に関する法律案」について、内容を充実させるとともに、ドイツで地域での分散型エネルギーを供給し地域に利益を還元する主体となっているエネルギー協同組合を日本でも設立可能とする「エネルギー協同組合法案」(詳細 p.38)についても検討を進め、民進党は 2016 年 4 月 28 日に 4 法案を提出した。

4 法案は民進党の目標である 2030 年に再生可能エネルギー 30%、温室効果ガス 30% 削減を実現するための具体的な提案となっているが、全く審議されないまま継続審議となつた。

原発再稼働への対応

福島第 1 原発事故の後、国内の原発が稼働しない状況が続いていた。しかし、想定通りの避難が可能なのか、避難先の受け入れ体制は十分なのか等の疑問も多く、住民の不安が解消されているとは言い難いまま、政府は原発の再稼働に踏み切った。民進党は、国が避難計画に責任を持たない限り、原発を再稼働すべきでないと立場から、「原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案」を提出したが、全く審議がなされないまま継続審議となつた。

さらに、2016 年 6 月には、運転開始 40 年超の高浜原発 1、2 号機の運転延長が原子力規制委員会で認められこととなつた。原子力規制委員会が耐震性確認の実証試験を補強工事が完了した後に実施するなど手続的な問題も大きく、60 年運転の必要性に関する説明が政府から全くなされていないことから、民進党は、運転延長は認められるものではないとのコメントを発表した。